

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 24 年 9 月 3 日
開会時刻	午後 1 時 00 分
閉会時刻	午後 2 時 08 分
出席委員名	◎杉村 定男 ○野口 佳子 世古 明 福井 輝夫 長田 朗 中川 幸久 浜口 和久 佐之井久紀 長岡 敏彦
欠席委員名	
署名者	世古 明 福井 輝夫
担当書記	津村 将彦
審議議案	継続調査案件 防災に関する事項について 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域 等及び被害想定（内閣府公表）について 伊勢市避難所指定基準（案）について
説明者	総務部長、総務部理事、総務課長、危機管理課長 情報戦略局長、情報調査室長、行政経営課長 行政経営課副参事 ほか関係参与

審議結果並びに経過

杉村委員長が開会を宣言し、会議録署名者に世古委員、福井委員を指名した。

ただちに議事に入り、「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定（内閣府公表）について」及び「伊勢市避難所指定基準（案）について」の2件について報告を受け、質疑ののち委員会を閉会した。

開会 午後1時00分

◎杉村定男委員長

こんにちは。

ただいまから、総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は、全員でありますので、会議は成立しております。

それでは、会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。

世古委員、福井委員の御両名にお願いいたします。

本日、御協議いただきます案件は、当委員会の所管事務調査となっております『防災対策に係る事項』として、『南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定（内閣府公表）について』、もう1点『伊勢市避難所指定基準（案）について』の2件であります。

お諮りいたします。協議の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

異議なしと認めます。そのように決定しました。

【南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定（内閣府公表）】

◎杉村定男委員長

それでは、はじめに『南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定（内閣府公表）について』を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

総務部理事。

●角前明総務部理事

委員の皆さんにおかれましては、資料の提出が大変遅れまして御迷惑をおかけしまし

たこと、どうも申し訳ございませんでした。

説明につきましては十分に説明させていただきますので、どうぞよろしく御協議をお願いしたいと思います。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

それでは、8月29日に内閣府が公表しました、「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等の推計結果(第二次報告)及び被害想定結果(第一次報告)」につきまして、既にテレビ・新聞等で御承知の部分もあるかとは存じますが、その概要につきまして報告を申し上げます。

まず御手元の資料1-1「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定(内閣府公表)について」により説明をいたします。

「1 最大クラスの地震・津波の性格」ですが、この推計は昨年発生しました東日本大震災で得られたデータを集め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を想定したものとなっています。

資料中、(1)の文中、東日本の「東」が抜けておりました。大変申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

この「最大クラスの地震・津波」は、現在のデータの集積状況と研究レベルでは、その発生時期を予測することはできないものの、その発生頻度は極めて低いものであるとされておりまして。

続きまして(2)の「最大クラスの津波」をどのように受け止めるべきか、ですが、南海トラフにおいて次に発生する地震・津波が、必ずしも今回の「最大クラスの地震・津波」であるというものではありません。

条件が厳しくなったと受け止め、「非常に大きな津波が起こり得る」ということを念頭に、「強い揺れが起きたら逃げる」ということを市民一人ひとりがしっかりと認識し、正しく恐れることが重要、とされておりまして。

続きまして、2ページを御覧ください。各種推計・想定をする上での考え方、条件設定を記載してございます。

まずは「2 津波高・浸水域等の推計について」ですが、南海トラフの巨大地震による津波について、津波断層モデルは、東日本大震災や世界の巨大地震の特徴等を踏まえ、大すべり域、超大すべり域を持つ最大クラスの津波断層モデルを設定し、10mメッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用いて、海岸での津波高、陸域に遡上した津波の浸水域・浸水深を推計しています。

資料8ページの後ろにカラー刷りの「別紙1」を付けさせていただきますので、そちらを御覧ください。

この地図の左側が、大すべり域及び超大すべり域が1ヵ所の場合の「基本的なケース」になっておりまして。5ケースございます。右側が「その他派生的な検討ケース」6ケー

スで、この合わせて11パターンで津波高・浸水域等の推計を行っております。

なお、後ほど数値は申し上げますが、伊勢市の津波高は右中段の⑨「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域と超大すべり域」を2ヵ所設定した場合が一番高くなるということで推計がされております。

また、図が小さく分かりづらくて申し訳ございませんが、別紙1の地図のメッシュ上にそれぞれ赤い点が付いておるかと思っております。これにつきましては、津波断層モデルの破壊の仕方については、第一次報告のように同時に断層全体が破壊するというモデルではなく、この赤い点を津波断層の破壊開始点ということで、ここから順次破壊していくということモデルとしております。

それでは資料2ページのほうにお戻りください。

②の断層運動による地殻変動ですが、これは防災上の観点から陸域の沈降の効果は考慮するものの、陸域の隆起の効果は考慮しない条件設定としております。

③堤防、水門を含みますが、これについては津波が現況の堤防を越えた時点で機能しなくなる、破堤若しくは堤防なしとなるという条件としております。

なお④の堤防のモデルですが、メッシュの境界に堤防に相当する板を設定し、液状化現象に伴う堤防の沈下等は考慮しないということになっております。

続きまして「3 震度分布の推計について」です。

まず①、強い揺れ、強震動を引き起こす地震波は、震源断層面に一様に発生するのではなく特定の領域（強震動生成域）に発生するため、その強震動生成域を4ケース設定しています。

そして②、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250mメッシュ単位で震度を推計しています。

③としまして、これらを補完するため経験的手法、これは震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法になりますが、これによる震度も併せて推計をしています。

そして④、防災対策の前提とすべき震度分布は、これらの震度の最大値の分布図としております。

ここで先ほどのカラー刷りの「別紙1」の裏面にあります「別紙2」を御覧ください。

左側は、強震動生成域の配置を「基本」「東側」「西側」「陸側」に取った場合のそれぞれの震度分布と経験的手法による震度分布になります。

右側がこれらの震度の最大値を反映させた分布図になります。震度分布の面積につきましては表の通りとなっております。

続きまして資料3ページのほうにお戻りください。

「4 被害想定」ですが、まず(1)その目的としまして、①具体的な被害を算定し被害の全体像を明らかにする。②被害規模を明らかにすることにより、防災対策の必要性を国民に周知する。③広域的な防災対策の立案、応援規模の想定に活用するための基礎資料とする。④具体的な被害軽減効果を示すことで、防災対策を推進するための国民の理解を深めることとしております。

続きまして(2)想定する地震動・津波についてですが、地震動は先ほどの5ケース

のうち「基本ケース」と揺れによる被害が最大となると想定される「陸側ケース」について実施をしております。

津波は11ケースのうち東海地方、近畿地方、四国地方、九州地方のそれぞれで大きな被害が想定される4ケースについて、それぞれ地震動と津波を組み合わせて被害想定をしています。

最後に(2)としておりますが(3)の間違いです。申し訳ありません。(3)想定するシーンですが、想定される被害が異なる次の3種類の特徴的シーン、これは季節・時刻を分けて設定をしております。

①は「冬・深夜」で、多くの人々が自宅で就寝中に被災すると想定したもので、家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性があるというものです。

②は夏の昼に起きるというもので、木造建築物内の滞留人口が1日の中で少ない時間帯となります。

③は冬の夕刻で、火気使用が最も多い時間帯となります。

なお、火災による被害につきましては平均風速と風速8m/秒の2ケースを設定し、上記のそれぞれに併せて推計をしております。

続きまして4ページを御覧ください。

ここからは、今回公表されました伊勢市に関するデータにつきまして説明をさせていただきます。

まずは上の表の「最高津波高」ですが、伊勢市の場合、先ほどのすべり域設定の「ケース④」で「9m」と推計されております。

同じく下の表の「平均津波高」は「6m」となっております。ただしこれらは小数点以下を切り上げた数値となっておりますので御了承ください。

最高津波高の位置については今のところ公表されておられませんので、どこがそれに当たるかということは把握できておりません。

続きまして5ページの「津波到達時間」ですが、伊勢市は「ケース④」の場合が最も早く、潮位プラス1m到達が36分、3m到達が72分、5m到達が104分となっております。

次に伊勢市の「浸水面積」ですが、1cm以上の浸水面積は32.9平方キロメートル、30cm以上が31.3平方キロメートル、1m以上は25.3平方キロメートル、2m以上は14.6平方キロメートル、5m以上は0.2平方キロメートルとなっております。

1cm以上の浸水面積32.9平方キロメートルですが、市の面積の15.8パーセント、約6分の1に相当するということになります。

なお、三重県が今年3月に公表しました「津波浸水予測図」の堤防無しの場合ですと、浸水面積は54.19平方キロメートルで、この場合市の面積の26%、約4分の1が浸水する予測となっております。

その浸水予測図を資料の後ろ、「別紙3」「別紙4」として付けさせていただきました。先ほどの別紙1、別紙2の後ろにA3でカラー刷りの資料を付けさせていただきました。

別紙3のほうは、今回国が想定を出した地図になります。別紙4については今年3月

に県が出した地図になります。

参考までに、今回公表された「別紙3」を御覧ください。図の赤い部分がいくつかあると思いますが、赤い部分が浸水深が5メートルから10メートル、ピンク色の部分が同じく2メートルから5メートル、オレンジ色が1メートルから2メートル、黄色が30センチから1メートル、緑色が1センチから30センチとなっております。

それでは、資料の6ページにお戻りください。

「各ケースにおける震度分布」ですが、伊勢市の場合、5ケースのうちの「基本」「陸側」「西側」の場合で震度7、残る2ケースの場合でも震度6強になるという推計がなされております。

続いて、被害想定につきまして説明をさせていただきます。被害想定は、都道府県ごとの数値となっております、市町村単位では想定されておりませんので御了承ください。

ここに三重県が大きく被災するケースを抜粋いたしました。まずは建物の全壊棟数ですが、地震動が「陸側」の場合、揺れで約163,000棟が、液状化で約6,500棟が全壊、津波ケース①の場合、約29,000棟が全壊、冬の18時に風速8m/秒で火災により約45,000棟が消失するという想定がなされております。

続きまして7ページの人的被害ですが、下の段、地震動「陸側」で津波ケース①、冬の深夜の場合、建物倒壊で約9,800人が死亡、津波で約32,000人が死亡、火災で約900人が死亡するという想定がされております。合計43,000人、県内で亡くなるという推計になっております。

上の段は住民が呼び掛け合って早期に避難した場合の数字でありまして、呼びかけ早期に避難するという事でここまで被害が減らせるであろうというものとなっております。比較のために2つ上げさせていただきました。

以上、今回の被害想定のうち三重県が大きく被災するケースについて抜粋したものを説明いたしました。

また、これらに対する三重県の見解・方針につきましては、Q&Aの抜粋を付けさせていただきましたので、後ほど御高覧ください。

なお、先ほど御覧いただきました別紙3、4の取り扱いにつきましては、8ページ上段の最後の段落、下から3行目になりますが、こちらに「市町の皆様の避難対策のための資料としては、従前どおり県が行った津波浸水予測調査の結果を活用していただきたい。」とあります通り、伊勢市としましては今後も別紙4の三重県の「津波浸水予測図」を参考に対策を行っていく予定としております。

最後に、最大クラスの地震・津波に対して、被害を減ずるための対策としまして、①「強い揺れや弱くても長い揺れがあったら避難」を徹底する。②津波避難に関する多様な情報伝達手段を整備する。③海岸堤防等は施設の効果が粘り強く発揮できるよう整備を図る。④避難場所、避難施設、避難路、避難階段、津波避難ビルなど安全な避難空間の確保を図る。⑤施設の配置見直し、住居等の高台移転、土地利用計画の策定など津波に強い地域構造を構築することが必要とされております。

市としましては、引き続き人的・物的被害を出さない、ハード・ソフトを組み合わせ

た総合的な対策をしっかりと行い、その上で、理論上起こりうる「最大クラス」の津波への対策を検討し、できる限りの対応を進めていく予定です。

以上、長くなりましたが、「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定（内閣府公表）について」報告をいたしました。よろしく願いいたします。

◎杉村定男委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

長田委員。

○長田朗委員

何点か教えてください。

今回、内閣府の調査結果と言いますか予想が出たわけですがけれども、それで今回と去年の県が出しました津波浸水予想調査と2つ出揃ったということですね。

その2つについては僕も単純に読んでいったので、大元になる、予測される地震というのはマグニチュードですね、地震の規模、これは同じ想定というわけではないわけですか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

三重県が昨年3月に出しましたこの津波推計につきましては、東日本大震災と同じレベルの地震が南海トラフ周辺で起きた場合ということで推計をされております。

また国が出したものについては、同じく南海トラフを震源地として想定をしているのですがけれども、過去に起きた地震等を最大クラスの地震が起きた場合という仮定でもって推計したものであるということで、若干違っておるということです。

震度については同じです。マグニチュード9、震度7ということになっております。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

震度じゃないわけですよ。地震の規模は9ということですね。震度はいろいろあるわけですね。

マグニチュードは同じだったと。しかし想定するものとしては滑り方とかいろんなことで津波の発生が違ってくるということで今回の予測になったという考え方でよろしいのですね。

僕らもこういうのが出てくると、どちらを想定して物事を考えていかなければいけないのかということに気をするわけですがけれども、今御説明があったように県のほうを参

考にしながらいろんなこれからの防災等の施策は考えていくという話がありましたけれども、これはその判断の理由というのはどういうことになりますか。

◎杉村定男委員長
危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

先ほど説明の中で、三重県の方針ということでQ & Aに、8ページのところに三重県としては従前通り三重県が行ったこの調査による推計図を活用していくという方針を出しております。

伊勢市におきましても先ほどの別紙3、別紙4を見比べた際、どちらが被害が大きいかといいますと別紙4の県の推計のほうが被害が大きいということで、その被害の大きいほうを元に対策を取っていく必要があるのではないかとということで、そのように判断したところであります。

◎杉村定男委員長
長田委員。

○長田朗委員

どちらかと言うと県のほうが被害が大きいので、そちらを採用したというのは理にかなったような感じで、想定はなるべく最悪のケースを考えて対策を立てるということからすると、いいような感じなのですけれども、私も細かく見ていないのですけれども、メッシュが細かくなったりして、ある特定の地域だけを見比べてみると、その場合国のほうが被害が大きいと。

逆にこの地域でいうと国のほうが被害が小さいとかいうふうには、全体的に個々に見てみるとそれぞれ違いがある可能性がありますよね。

その場合ですとその都度、もし被害が大きいのを参考にすることになれば、ある時は県だった、ある時は国だったというふうになるのではないかと思うので、そのへんをちょっとお答えいただけないでしょうか。

◎杉村定男委員長
危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

国のほうから示されておりますのは、御手元にお配りした別紙3の図面だけ、伊勢市のそれぞれの箇所がどうなるかというのは具体的な数字が出ておりませんので、この図面だけになります。

ですので細かくどこがどれということがなかなか掴みづらいこともあるのですけれども、両方照らし合わせながら対応については進めていきたいというふうに思います。

◎杉村定男委員長
長田委員。

○長田朗委員
分かりました。

今回の国ののが、この前の委員会でも国の想定が出てからいろんなことを決めるということで、後ほどまた報告もあると思うのですが、市庁舎の改修等があると。

それについても今の話ですと、出てみないと分からない部分があって我々は非常に心配する部分もありましたけれども、去年の県独自の津波浸水予想調査のデータをもって推し量るということで考えさせてもらってよろしいわけですね。分かりました。

◎杉村定男委員長
他にございませんか。
中川委員。

○中川幸久委員

別紙4でベースを考えるというお話でしたが、説明の内容をそのまま鵜呑みにするとそうなのかも分かりませんが、それにしても県の例えば海岸線辺りになりますとどうでしょうか、3メートルないし4メートルでしょうか。

ところが国によりますと5メートルから10メートルと、こういうことになって範囲は逆転減少していると。どう見たって理屈に合いませんね。これは説明を受けた時にどういうふうに担当者は受け止めたのですかね。

多いほうでいくというのは分からないこともないのだけれども、それにしてもこんな大切な表が、国のほうが津波の高さが高くて水深のところは狭まるというのは、どう見たって考えにくい説明なのですけれども、ここはどういうふうに疑問を持ったのか。何故こうなったのか説明をお願いします。

◎杉村定男委員長
危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

国のこの津波浸水域の想定と、県の津波浸水域の想定の違いにつきましては、国は堤防が有効であるということが前提になっております。

堤防が有効に機能していて、堤防を越える津波が来た時点でその堤防が破壊される、損失するという想定になっております。

その関係で津波で破壊されるまでについては、津波は抑えられているということなのですが、県の想定につきましては最初から堤防がなかったものとして、どこまで浸水するかという想定となっております。

そういうことで若干、浸水域と浸水深の違いが出ているということかなというふうに

把握をしております。

◎杉村定男委員長

中川委員、分かった。

○中川幸久委員

分からん。まあ、いいですわ。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

この別紙3は先ほどおっしゃって、堤防の条件で津波が乗り越えたら破堤する、堤防が壊れるということで、2ページで液状化現象に伴う堤防の沈下等は考慮していないというふうに書いています。

しかし二見なんかでももう完全に液状化現象が起こるのはもう間違いないだろうという、砂地でできているような所ですので、そういうことからすると波が乗り越えたら破堤するというのは案外怖い状況、この条件がね。

もう大きな地震で崩れる可能性は十分あると私は思っています。その中で以前に県が出された堤防が無いものとして津波の浸水深さを出している。これが最も一番関係が出てくるのではないかと思います。

その中で県は今回の国が出してきたことを踏まえて、新たにもう一度何か検討するということは一切今ないということによろしいのですか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

現時点ではこれを、国の想定を元に県独自で何か進めて行くということは確認をしておりませんが、また何か情報が入り次第、御報告等はさせていただきたいというふうに思います。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

国のこれだけで、県はもう一切何も出さないというのなら、それはもう何なのですけども、やはり出す可能性があるのであれば、これから進めて行くいろんなものも、も

う少し待つ必要もあるのではないかなという気もします。

浸水深さの範囲が非常に、国から出てきたやつの範囲が大きい。2から5、5から10というような感じですのでごく大きい範囲で出していますので、非常に分かりにくいところがありますし、伊勢庁舎のある、この市役所のある付近も微妙にやっぱり違ってきているのもありますので、もう少し慎重にそのへんはしていく必要があるのではないかなという気がします。

最初から堤防がなかったら、この国の部分ももう少し奥まで入ってくるのではないかなというふうに懸念されて仕方がないです。

津波の高さが今まで県が出していた部分より今回は大きいわけですから、もっと奥まで入って来るのではないかという可能性は非常に大きい。この堤防条件が、津波が乗り越えたら破堤するということが非常に疑問に私は思っているわけです。

そういう意味で県が最初から堤防が無いものとしての浸水をもう一度出すのではないかなという気持ちがあるものですから、ちょっと質問させてもらったのですが、そのへんについての何かお考えがあれば教えてください。

◎杉村定男委員長

総務部理事。

●角前明総務部理事

今回、南海トラフのほうが出された想定と言いますのは、本当にもう起こり得る最大の規模で出していますので、三重県につきましてもそういった考えの下、やられると思っています。

ですからハードにつきましては既に限界に達していますので、これからは本当にソフトの対策で進めていかなければいけないと考えていますので、県のほうは、想定はこれでやりまして、後は防災計画のほうを進めて行くというように聞いています。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

そのへんがちょっと私も納得できないところなのですが、以前の最大津波が5メートルくらいであったのが、7.3メートルくらいになるというようなことを前の時に聞いていましたので、今回最大9メートルというふうになってきますと、何か非常にもっと浸水が深くなるのではないかなというふうに思いますので。

ちょっとそのへん、まだ県がそれ以上出して来ないというのが確定というのであれば、これは仕方がないのですが、そのへんについてはもう少し見守る必要があるのではないかなというふうに思いますので、そのへんに懸念のあることだけは私も言っておきたいなと思いましたのでお聞きしました。

今のところは以上です。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

世古委員。

○世古明委員

ちょっと教えてください。

被害想定の中には液状化とか津波とか、急傾斜地崩壊とか火災とかいろいろあるのですけれども、ここには津波の浸水予測区域という図面は出ているのですが、液状化とか急傾斜地崩壊について、この地域は危ないというか、このような図が出ているのはあるのですか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

液状化につきましては、ざくっとした地図、これほど細かく分かるものではないのですけれども出ております。

ですけれども参考になるかどうか分かりかねたので付けさせてはもらっていないのですけれども、今回、提示はされております。

土砂につきましては、今回は特にそれは付いておりませんでした。

◎杉村定男委員長

世古委員。

○世古明委員

今、ざっくりしたものは液状化のはあるということなのですけれども、これはこういう被害を想定されることが書かれていて、津波は出ていたけれども市民の人だと、じゃあ自分の所は液状化どうなのかといった時に、何か見るものはあるのかとか、伊勢でも急傾斜地に指定されている所は結構あると思うのですけれども、じゃあ自分の地域はど様なのだと、多分皆さんの関心はそういうことになると思うのですけれども、今後どのように考えているのかちょっと教えてください。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

現在、県のほうで液状化のエリア、伊勢市のどのへんが液状化しやすいかというのは3段階くらいで示したものがあって、ホームページ等で見れるようにはなっているのですけれども、問い合わせがありましたら市民等にはその旨、お知らせはしているのです

けれども、今後また国の部分と合わせてどちらを見ていただくのがいいかということ判断した上で、情報等を皆さんに提供させていただきたいなというふうに思っております。

◎杉村定男委員長

世古委員。

○世古明委員

是非、市民の方はやっぱり自分の所がどうなのかということが絶対関心事だと思うので、そのへんの情報提供というのをまずお願いしたいのと、ここに火災とあるのですけれども、これを算出するに当たってどういう根拠でこういうのが算出されたとかいうのは説明はあったのでしょうか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

詳しい根拠については特に説明は受けておりませんが、やはり冬、火気を使って風が吹いている時には火災の発生が起きやすいということで、それによる亡くなる方が多くなるというようなことを一応、想定されているというようなことの説明でした。

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

中川委員。

○中川幸久委員

もう一度一緒のことで質問したいのですが、津波の例えばケース⑨で考えた時に、設定潮位からプラス1メートルが36分と、こういう数字が書いてあります。

次に国の浸水深がありますね、1センチから30センチ。これはどのように当てはめたらいいのですか。例えば5メートルのところは何分、2メートル以上は何分と、こういう判断はできないのですか。

要は、いずれにしてもベースは逃げなきゃいけないわけですよ、高台へ。そうした時に何分後に来るかというのは逃げる判断材料にも十分なり得ると思うし、このへん何分というのが設定できるのかどうかお尋ねしたいのですが。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

現在、手元にあります資料では、どの地域が何分で津波が到達するという事までは掴めるような資料がございません。

先ほど申し上げましたように、堤防が機能しているということですので、3メートルないし5メートルの津波については堤防で止まっているのかなというふうに思います。

それを越える津波が来た時に浸水が始まるというような想定になっておりますので、堤防が5メートルあれば104分の間は津波は来ない国の想定というふうに考えております。

◎杉村定男委員長

中川委員。

○中川幸久委員

そうなりますと、今言っている説明が、要は、市は別紙4でベースを組みますと、こういう話なのですけれども、今の話だと国のベースを考えると、ちょっといささか整理がつきにくいのではないですかね。

要は30センチ以上の所は何分経たないと来ないとか、そんなことが最も大事ではないのですか。そのへんは市として何か計算方法ができないものか。若しくは当然、県が示した別紙4でいくということであれば、そのへんの部分というのは明らかにしてもらえないといけないのではないですかね。どうなのでしょう。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

別紙4の県の想定につきましては、県がどの海岸に第1波がどれくらいで到達するかということが想定をされております。

大体伊勢市の沿岸部ですと30分で第1波が約50センチ到達するという事で聞いております。

ですので先だってからの意見交換会等、皆さんからいろいろ問い合わせをいただいておりますが、伊勢市については第1波が来る30分を避難の目途としていただきたいということで、市民の方をお願いをしているところです。

よろしく願いいたします。

◎杉村定男委員長

中川委員。

○中川幸久委員

ちょっとくどいようなのですけれども、いわゆる各地区の、例えば沿岸ですとその判

断でいいと思うのですけれども、それに伴って徐々に山のほうへ行くわけですね。当然JRの辺りまで来る到達時間というのは、検討する必要はないのでしょうかね。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

細かく計算することはできるかと思うのですけれども、一応海岸に着くのが30分ということですので、まだ時間があるから大丈夫ということではなくて、30分、どこの地域においても一応30分で海岸に津波が到達するということを、意識を持って避難していただくということで市民の方には御理解をいただきたいなというふうに思います。

よろしく願いいたします。

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

ずっと聞いていてあれなのですが、国は堤防がきちりあるということですよ。

県は堤防が破壊された時、無い状況というふうな形の中で、僕達が知りたいのは、結局は地震が南海トラフの3連動によって地震の規模から何から大きいと。

大きい時にこの堤防が機能しなかった場合という、県のこちらの想定ですと、県のマップも随分変わってくるのではないですかということ、皆さん聞きたいのだと思うのです。

要は国の、地震の規模が大きくなりました、エネルギーが大きくなりましたというやつは、堤防が全部機能しているという条件の下に作成されている。

そうするとこちらは堤防が無い場合、機能しない場合はもっとエネルギーが小さいという、何かちぐはぐした部分で、結局はエネルギーが最大の時に堤防が機能しなかった場合は、というふうなことは市のほうでは考えなかったのですか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

おっしゃることはよく理解できるのですけれども、県につきましてはその想定が東日本大震災と同じレベルの地震が起きた場合ということが想定にあります。

ですので近々起こり得る地震ということで、その地震が起きた際、堤防が無かった場合どうなるかということ、予測したものということです。

国が今回出したものについては、1,000年、2,000年、今後長い歴史の中で起こり得るであろう最大規模を想定したということで、すぐにこれが起こるものではないということで聞いております。

我々が取るべきことについては、起こり得る可能性があるものに対して対応していくべきであろうということで、別紙4の三重県のケースを元に対応していきたいということで、多分国の想定で堤防が無しということがあれば、それはそれでまた十分考慮して対応していかなければいけないとは思いますが、今手元にある比較がこの2つだけですので、その中の被害の大きいものを市の津波対策としていくということで考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

◎杉村定男委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

出ている中で、両方とも条件が違う形で出ているというふうな部分ですので、危機管理課としては市民を守るために一番最大津波の高さがこれだけあって、その時に堤防がもし機能しなかったらというふうな部分も考えて、何と申すのですか、次の対策というふうな中で盛り込んでいただきたいと思いますと思うのが1点と、それから例えば堤防が機能するというふうな形でありましても、堤防高が海岸が全部6メートル、大体6メートルなのですけれども、6メートルの堤防だけではないのですよね。

例えば船着場へ入って行く所、そこは突堤というふうな形で防波堤が前に出ていますけれども、そこから船が入って来ます、船着場へ来ます。船着場の辺りの堤防の高さは必ず6メートルないのです。

5メートルくらいという状況になりますので、その津波が来た時に結局はそこへ入って来て、低い所へみんな水が流れて行くという状況になりますので、今後そこらへんも考えていただいて対策のほうを練っていただきたいと思います。

以上です。結構です。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

中川委員。

○中川幸久委員

河川の遡上のことで、勢田川には水門があるのですけれども、万が一津波が来た時これはどうなるのですか。ストップはきくのですか。勢田川の一色の所に水門があるじゃないですか。あれは閉鎖して津波に耐えられるのかどうか。ここはかなり伊勢市内の急所ですよ。旧市街地は。このへんの扱いはどういうふうに対策の中に盛り込まれているわけですか。

◎杉村定男委員長

総務部理事。

●角前明総務部理事

三重県の考え方は、そういった施設が無いという考えで想定しています。

南海トラフのほうにつきましてはちょっとそこのところは個別の案件になってこようと思いますので、ちょっと分かりかねますけれども。

○中川幸久委員

いやいや、私は伊勢市としてどういうふうにするのか。

●角前明総務部理事

伊勢市としては無いものとして、三重県の浸水域の範囲で考慮していきたいと考えております。

○中川幸久委員

いやいや、対策として閉める方向というのはできないのですか。現状のまま津波を待っているだけですか。

●角前明総務部理事

実際の対策としましては、防潮ですので閉めていただけるものだと思っております。

◎杉村定男委員長

最後の言葉が聞き取れなかったのですが、もう一度お願いします。

総務部理事。

●角前明総務部理事

国交省のほうで対応していただけたらと思っております。

◎杉村定男委員長

国で対応してくれるのですね。

○中川幸久委員

いただけるという思いですか。ちょっとくどいようですけど、確認を取っておいてください。今日でなくてもいいので。是非とも。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

さっき質問したのにもう1回させてもらってすみません。

この別紙4の時は南海トラフを考えていなかったのですけれども、その時の最大津波高というのは何メートルと言われていたのでしょうか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

県の想定によりますと、東大淀、大淀漁港で4.3メートルということですよ。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

そうすると今回、南海トラフで最大津波高がケース⑨は9メートルということになると、倍近い津波が押し寄せる可能性があるよ。この9メートルはどこか書いてないということですよけれども、おおよそ倍くらいの津波になる可能性があるよ。

そうした時に堤防があっても当然、乗り越えて来ますよね。9メートルの堤防はありませんから、二見の付近なんかでも何メートルくらいですかね、4メートルとか、5メートルもないと思いますけれども、当然乗り越えて来ますから、堤防が無いに等しいと思っいいと思うのですよね。

その状態でこの別紙3の場合、二見の付近を見ても2から5メートルとなっておりますので、どうも矛盾があると思うのですが、当然9メートルあったらこのへん全部、9メートルで埋まってしまうような気がしますけどいかがですか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

私どもが聞いておりますのが、最大津波高につきましてはおおよそ2.5倍くらい、平均津波が6メートルということで、あ、1.5倍ですか、1.5倍の平均よりも高いということで、それは地形上どうしても岬の先端であったり岩場があったり、湾の一番奥が狭まっていたりということで、どうしてもそういった部分が突出して出てしまうというようなことは、国のほうは言っております。

そういったところがたまたま9メートル、その9メートルも8.1かも分からない9メートルということは、前提としてはあるのですけれども、一応伊勢市の最大津波については9メートルということになっております。

ただ、沿岸の堤防付近、平均の津波高については6メートルということで、我々はそ

の6メートルのほうも参考にしながら対策、基本的には浸水エリアについてはこの県の想定でいくのですけれども、国の最大の地震が起きた場合については、6メートル平均の津波が来るのであろうなということは念頭に置いておきたいというふうに考えております。

よろしくをお願いします。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

そうしますと、先ほど4.3メートルと。前の時はですね、県が堤防が無いとした場合4.3メートルとおっしゃってみえた。

今回の南海トラフで平均6メートル、それだけでも約2メートル近く差があると、1.7メートルの差があると。

そういう時に当然、もうやはり先ほどの条件の中で、液状化現象に伴う堤防の沈下等は考慮していないというふうに言い切っておりますけれども、それは堤防が無いものと仮定せざるを得ないと私は思います。

全ての所に液状化は起こらないというのであればいいのですけれども、そうなった場合に県の別紙4の部分で平均6メートルの場合はどうなるかというのが、当然考慮されるというか、検討されるべきではないかなと思います。

その場合に、ざっと比較しても1.7メートル上乘せとなってきましたと、かなり浸水域も増えてくる。

今の庁舎の付近の対策もそれでいいのかというようなことにならざるを得ないのではないかなと思うのですが、そのへんについてはいかがですか。

◎杉村定男委員長

総務部理事。

●角前明総務部理事

現在、想定につきましてはやはり国の南海トラフの中央防災会議の結果、そして三重県の結果を採用させていただいて、それによって防災計画を立てていきたいと考えておりますのでよろしく御理解願いたいと思います。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

そのへんがどうしてもちょっと納得できない部分ですが、伊勢市独自でそういう部分の検討をするということはしないわけですか。

◎杉村定男委員長

総務部理事。

●角前明総務部理事

三重県のやはり予想を採用して考えていきたいと考えております。

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

ないようでありますので、それでは続きまして委員間の自由討議に移りたいと思いますが、御発言はございませんか。

長田委員。

○長田朗委員

今回、国の巨大地震による津波高・浸水域等の被害想定が出ました。

でも実際に、今いろいろ話を聞かせてもらおうと、元になる想定というのが違うということですね。

1つ今回の内閣府については、次回、近々起こるだろうと言われている3連動地震を想定したのではなくて、その次の周期かも分からないし、1,000年、2,000年のタームの中で南海トラフの中で起こり得る最大予測ということで、次回ではないというふうな設定ですよ。

それに対して県がやった今回の、昨年ですか、昨年の津波浸水予測調査というのは、次回の周期と言うか、次の3連動地震で起こり得る地震想定ということで、東日本大震災のデータとかを見ながら出したということですね。

そここのところを区別をしないと、ごちゃ混ぜになってしまうと、こんな大きな9メートルの津波が来るのに今までは3.いくつの津波だったと。そのへんを想定していたけれども、想定外で何ともしようがないではないかという話になってくると思うのです。

ですからそれはこの県のQ&Aにあるような形で、やっぱり今回のものと県が出した次回の想定とは完全に違う形で意識しながら、ただデータの的にこちらが大きいからこちらを採用するというのではなくて、県が出した予測というのはベースになる条件が次回の想定し得る地震の予測であるから、それに対して市は対応していくのだという、そういう立場で考えなければいけないと思うのです。

今回の長いタームで見た時に、こういうふうな地震も起こり得るということで、それについてはソフトで対応していくというふうな、しっかりとした分け方をしないと、ただ被害想定が多いほうを考えるとというふうな話では本末転倒になってくるのではないかと思う。

これが国が出したものと県が出したものの違いになってくるのではないかと思う。

僕も本当に今の話を聞くまでは、同じ条件で更に詳しく出たのが国のかと思っていたのですが、そうじゃなかったということもあるので、今後その誤解をしながらこのデー

タを見る人もいると思いますので、そのへんはしっかりと実のある説明をしていただいて、市民の安心に繋げてもらいたいなというふうなことを今、議論しながら思いました。
私の意見です。以上です。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

御発言もありませんようですので、本件につきましてはこの程度で終わりたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後1時54分

◎杉村定男委員長

休憩取りますか、はい。

再開 午後1時54分

◎杉村定男委員長

会議を続けます。

10分間の休憩を取りたいと思います。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時03分

【伊勢市避難所指定基準（案）】

◎杉村定男委員長

休憩を閉じ、会議を進めます。

次に「伊勢市避難所指定基準（案）について」を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

それでは、続きまして「伊勢市避難所指定基準（案）について」説明をさせていただきます。

今年6月13日の総務政策委員会で、「避難所の見直しの進捗状況について」としまして、「伊勢市避難所指定基準素案」の概要を報告いたしました。

またその際「今後のスケジュール」としまして、「避難所指定基準素案」に関する市民との意見交換会を開催し、その意見等について避難所検討専門委員会で精査、見直しを行った後、パブリックコメントを実施することにつきましても報告をさせていただきました。

その後6月25日から8月10日までの間、市内の小中学校区単位で「避難所指定基準素案」に関する市民との意見交換会を24回開催いたしました。

1会場当たり平均28名、合計647名に御参加をいただき、様々なご意見を頂戴しました。

その意見交換会でいただいた御意見について、避難所検討専門委員会で精査、見直しを行った後、その基準案を基に9月18日から10月19日までの間、パブリックコメントを実施し再度、市民の皆様から御意見をいただくこととしております。その概要は資料1-2のとおりです。

なお6月13日の総務政策委員会以降、意見交換会を経て、避難所検討専門委員会で修正を行っております。

大きな変更点としましては、資料1-3の「避難所指定基準（案）」の7ページに「安全度ランクの設定」という部分を追加しております。市民の方が見て分かりやすいように避難所の安全性を示すということが1点ございます。

このことと、あと18ページに観光客対策ということで従来、帰宅困難者の中に観光客のことも含めた記載をしておりましたが、観光客を帰宅困難者と分けて新たに追加しておるといったようなことがございます。

その他、細かく字句の訂正等はございますが今回、細かい所は省略をさせていただきます。

今後のスケジュールといたしましては、この「避難所指定基準（案）」に対しまして市民の皆様からいただいた御意見につきまして、再度、避難所検討専門委員会で精査、見直しを行い、その後議会に報告を申し上げ今年度中には伊勢市防災会議において「避難所指定基準」を確定していただく予定です。

以上、「伊勢市避難所指定基準（案）について」報告をいたしました。よろしく願いいたします。

◎杉村定男委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

長田委員。

○長田朗委員

今、説明があったように帰宅困難者についてですけれども、今までは会社、学校、買物客というところで、その中に観光客というのも想定されていたと。

ただ伊勢は観光が基幹産業であるこのまちにとって、観光客を別にしてその対策を取るということは、これは大変このまちに合った対策だと思えますので、非常に評価したいというふうに思います。

以上です。答弁よろしいです。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

御発言もありませんので、それでは続きまして委員間の自由討議に移りたいと思いますが、御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

防災対策に関する事項につきましては、引き続き調査を継続することといたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

異議なしと認めます。

本件につきましては、引き続き調査を継続することといたします。

以上で協議いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時08分

上記署名する

平成 年 月 日

委員長

委員

委員

休憩 午後1時54分

◎杉村定男委員長

休憩取りますか、はい。

再開 午後1時54分